

施設基準のご案内

当院は、保険医療機関であり、診療報酬（医療費）を算定するにあたり、以下の内容について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している旨を近畿厚生局長に届出し、実施しています。なお、医療費等について詳細は事務部までお問い合わせ下さい。

○ 基本診療料に関する事項

2階病棟 地域一般入院料1 看護補助加算2（看護補助体制充実加算2） 地域包括ケア入院医療管理料2 看護職員配置加算
（一般入院 第298号 看補 第150115号 地包ケア2第19号）

平均在院日数が24日以内と定められており、看護職員（看護師・准看護師）[そのうち7割以上は看護師]の時間帯ごとの配置は次の通りです。

8時30分 ~ 17時15分	看護職員1人当たりの受け持ち数は7人以内
17時00分 ~ 9時00分	看護職員1人当たりの受け持ち数は25人以内

3階病棟 療養病棟入院料1 20：1（看護補助体制充実加算3・経腸栄養管理加算）（療養入院 第146号）

看護職員（看護師・准看護師）[そのうち2割以上は看護師]時間帯ごとの配置は次の通りです。

8時30分 ~ 17時15分	看護職員1人当たりの受け持ち数は8人以内
17時00分 ~ 9時00分	看護職員1人当たりの受け持ち数は46人以内

患者様の身仕度や食事等の身のまわりのお世話をさせていただき看護補助者が勤務しています。時間帯ごとの配置は次の通りです。

2階病棟	7時00分 ~ 8時30分	看護補助者1人従事	3階病棟	7時00分 ~ 8時30分	看護補助者1人従事
（一般病床）	8時30分 ~ 17時15分	看護補助者1人従事	（療養病床）	8時30分 ~ 17時15分	看護補助者2人従事
				17時00分 ~ 9時00分	看護補助者1人従事

なお、患者様の負担による付き添い看護は、認められておりません。但し、患者様の負担にならないご家族等の付き添いについては、患者様、又はご家族が希望する場合に限り、医師の治療上及び看護の判断により必要最小限許可されることがあります。

○ 医療安全管理体制に関する基準

当院では、医療安全管理委員会を設置し、安全管理のため職員研修を実施し、医療安全管理体制の確保に努めています。

○ 感染対策向上加算3 連携強化加算（感染対策3 第8号）

院内感染防止対策のため、感染予防委員会を毎月開催し、各病棟の微生物学的検査に係る状況等を把握し、全職員に対して指導を行っています。また、指定抗菌薬に対しては届出制を実施し、抗MRSA薬のTDMを実施推奨しております。各病室には速乾式消毒液を設置しています。

○ 重症者等療養環境特別加算（重 第45号）

当院では、重症患者様（常時監視を要し、随時適切な看護及び介助を必要とする患者様）が入院された場合、適時適切な看護及び介助を行うための十分な設備が整備されています。

- 療養環境加算 (療 第53号)
2階病棟の病室は、1床あたりの平均床面積が8m²以上のため療養環境加算の届出を行っています。
- 療養病棟療養環境加算1 (療養1 第27号)
3階病棟の病室は、1床あたりの平均床面積が6.4m²以上のため療養病棟療養環境加算の届出を行っています。
- 検体検査管理加算Ⅰ・Ⅱ (検Ⅰ 第101号 ・ 検Ⅱ 第45号)
当院では、緊急検査が院内で常時実施出来る体制にあり、定期的に臨床検査の精度管理を行っているとともに、臨床検査の適正化に関する委員会が設置されています。これに基づき検体検査を実施した場合、当該判断料に検体検査管理加算Ⅰ及びⅡを算定することができる保険医療機関です。
- がん性疼痛緩和指導管理料 (がん疼 第91号)
悪性腫瘍の診断を受け、症状緩和を目的に麻薬投与を行っている患者様に対し、計画的な治療を行い療養上必要な指導に努めています。
- CT撮影およびMRⅠ撮影 (C・M 第198号)
当院は、16列のマルチスライスCT撮影装置を使用しています。
- 脳血管疾患等リハビリテーション料Ⅱ (脳Ⅱ 第123号)
当院では、専任の常勤医師及び専従の理学療法士が常勤職員として勤務しており、当該治療、訓練を十分に実施し得る専用施設を有するとともに、当該療法を行うために必要な機械、器具を配備しており、当該疾患に係る障害を持つ患者様に対して、医師の指導監督の下で行われる脳血管疾患等リハビリテーションⅡを実施しています。
- 運動器リハビリテーション料Ⅰ (運Ⅰ 第80号)
当院では、運動器リハビリテーションの経験を3年以上有する専任の常勤医師及び専従理学療法士により、当該治療、訓練を十分に実施し得る専用施設を有するとともに当該療法を行うために必要な機械、器具を配備しており、日常生活における諸活動の自立を図るために種々の運動療法、実用歩行訓練、物理療法を組み合わせ、個々の症例に応じて運動器リハビリテーションⅠを実施しています。
- 呼吸器リハビリテーション料Ⅰ (呼Ⅰ 第60号)
当院では、呼吸器リハビリテーションの経験を有する専任の常勤医師及び専従の理学療法士により、当該治療、訓練を十分に実施し得る専用施設を有するとともに、当該療法を行うために必要な機械、器具を配備しており、医師の指導監督の下で行われる呼吸器リハビリテーションⅠを実施しています。
- 時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト (歩行 第20号)
在宅酸素療法の導入の検討、在宅酸素療法を既に実施している患者様に対し、十分な経験を有する呼吸器内科の医師により検査を実施できる体制を整備しています。

○ 入退院支援加算 2 (入退支 第50号)

当院では、退院支援に関する十分な経験を有する専従の社会福祉士により、入院患者様の退院に係わる支援を実施しています。

○ 入院時食事療養・生活療養 I (食 第173号)

当院では、患者様の年齢、症状によって、適切な栄養量及び内容の食事を行っており、管理栄養士によって管理された食事が適時（夕食については午後6時以降）適温で提供されています。また、必要に応じて「栄養指導」（入院・外来・集団）を行っています。

一般(70歳未満)	70歳以上の高齢者	標準負担額(1食当たり)	
一般(下記以外)	一般(下記以外)	490円	
低所得者	低所得者 II	過去1年間の入院期間が90日以内	230円
(住民税非課税)		過去1年間の入院期間が90日超	180円
該当なし	低所得者 I	110円	

※低所得者 I：①世帯全員が住民税非課税で、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いた時に0円となる者、あるいは②老齢福祉年金受給権者
 低所得者 II：世帯全員が住民税非課税であって、「低所得者 I」以外の者

○ 診療録管理体制加算 3 (診療録 2 第58号)

当院は5年間の診療録を保管しています。患者様の求めに応じ適切な診療情報の提供が可能です。情報提供をご希望の方は事務部までご申し出ください。

○ 詳細な明細書の発行について

当院では、診療明細書の発行(無料)を行っています。明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるので、その点ご理解いただき、会計を代理で行う方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。

○ データ提出加算2・4 (データ提 第45号)

当院は「D P C 調査」に準拠した適切なデータを作成し、厚生労働省より認められた保険医療機関です。

○ 在宅療養支援病院 3 (支援病 3 第7号)

当院では在宅医療支援室により24時間の連絡体制を確保し、訪問看護・訪問診療が可能な体制を整備しています。また、在宅での療養を行っている患者様が緊急時には入院できる病床も確保しています。

○ 在宅療養実績加算 2 (在病実 2 第1号)

当院は、緊急の往診および在宅における看取りについて十分な実績を有しています。また、緩和ケアに関する研修を受けた医師が在宅医療を担当しています。

○ 在宅時医学総合管理料 (在医総管 第342号)

当院では在宅医療支援室が中心となり在宅医療の調整を行い、継続的に医療を提供できる体制を確保しています。

○ 認知症ケア加算 2 (認ケア 第32号)

当院では、認知症サポート医の助言のもと、認知症についての研修を受けた看護師が、病棟において、認知症症状を考慮した看護計画を作成し実施するとともに、定期的にその評価を行っております。

○ 薬剤管理指導料 (薬 第115号)

当院では、医薬品情報の収集及び伝達を行うための専用施設を完備して、薬剤師が医師の同意を得て直接入院患者様に対して投薬又は注射及び薬学的管理指導を行うことができる保険医療機関です。

○ 後発医薬品使用体制加算 1 (後発使 1 第83号)

当院では、厚生労働省の後発医薬品促進の方針に従って、後発医薬品の使用に積極的に取り組んでいます。

○ 機能強化加算 (機能強化 第245号)

当院は、かかりつけ医機能を有し、必要に応じて専門医療機関への紹介等を行っています。

○ 遠隔モニタリング加算 (遠隔持陽 第42号)

当院では、在宅持続陽圧呼吸療法を行っている患者様に対し、遠隔モニタリングを用いて療養上必要な管理を行っています。

○ 医療DX推進体制加算 1 (医療DX 第133号)

当院は、オンライン資格確認等のシステムを活用する体制を有し、薬剤情報・特定健診情報・その他必要な情報を取得・活用して診療を行うことにより質の高い医療の提供に努めています。

○ 外来・在宅ベースアップ評価料 I (外在ベ 第182号)

○ 入院ベースアップ評価料 3 7 (入ベ 3 7 第3号)

当院は、勤務する看護職員、薬剤師、その他の医療関係職種の人材の賃金の改善を実施していくための評価料を算定しています。

○ 180日を超える長期入院に係る療養

当院では、当院等での入院が180日を超える場合で、別に厚生労働大臣が定める患者様以外の患者様は、一般入院基本料の点数の一定割合が保険給付から除外されます。この保険給付から除外された額を標準として、患者様に対して情報提供を行うとともに、患者様の自由な選択と同意の下で、特別料金を徴収することができる保険医療機関です。また、当該入院期間を計算するにあたり、入院患者様は入院に際しましては、当院等からの求めに応じ自己の入院歴を申告することが必要になります。

なお、平成28年度以降における特別料金の額は、1日あたり入院基本料等の点数の15%に相当する点数をもとに計算される額が標準となり、以下の金額を徴収することになります。

1日あたりの入院基本料

1,936円 (税込み)

※当院では、健康診断の結果等の健康管理に係る相談、保健・福祉サービスに関する相談及び夜間・休日の問い合わせへの対応を行っています。

※その他ご不明な点については、事務部にお問い合わせください。

保険外負担分一覧表

保険医療外費用に係る項目と金額の一覧(以下の金額には消費税が含まれております。)			(消費税率 10%)	
文書料等	・普通診断書(身体検査用等)	1通につき	1,650円	(内税額150円)
	・証明書	1通につき	1,100円	(内税額100円)
	・身体障害者用診断書	1通につき	3,300円	(内税額300円)
	・年金診断書(障害年金・国民年金)	1通につき	5,500円	(内税額500円)
	・自動車損害賠償責任保険用の診断書	1通につき	5,500円	(内税額500円)
	・自動車損害賠償責任保険用の診療報酬明細書	1通につき	3,300円	(内税額300円)
	・交通事故(後遺症)診断書	1通につき	5,500円	(内税額500円)
	・生命保険関係診断書	1通につき	5,500円	(内税額500円)
	・死亡診断書(死体検案書)	1通につき	3,300円	(内税額300円)
	・上記同一の診断書類を同時に1通以上発行する場合	1通増すごとに	330円加算	(内税額30円)
	・各保険会社等の調査員に対する面談料	1通につき	11,000円	(内税額1,000円)
	・各保険会社等の回答書	1通につき	3,300円	(内税額300円)
	・医師連絡票(病後児保育等)	1通につき	550円	(内税額50円)
上級室使用料	一般病棟(2F)特別室 251・253号室	1日につき	7,700円	(内税額700円)
	一般病棟(2F)個室 202・203・205~208・210~213・215号室	1日につき	5,500円	(内税額500円)
	療養病棟(3F)特別室 351・352号室	1日につき	4,400円	(内税額400円)
	療養病棟(3F)個室 303・305~308・310~313・315号室	1日につき	3,300円	(内税額300円)
	療養病棟(3F)二人室 301A・B号室	1日につき	1,100円	(内税額100円)
処置料	・死後の処置料	普通の場合	5,500円	(内税額500円)
		事故等により複雑な場合	11,000円	(内税額1,000円)
	・死体検案料	検案	11,000円	(内税額1,000円)
その他	・リハビリパンツ(M・L)	1枚	55円	(内税額5円)
	・かんたん装着パッド(レギュラー)	1枚	22円	(内税額2円)
	・長時間安心さらさらパッド(長時間・夜用)	1枚	44円	(内税額4円)
	・紙おむつ(S・M・L)	1枚	63円	(内税額5円)
	・TENAスリッププラス(M・L)	1枚	143円	(内税額13円)
	・TENAスリップマキシ(M・L)	1枚	176円	(内税額16円)
	・TENAデュオ	1枚	33円	(内税額3円)
	・TENAフレックスプラス(S・M・L)	1枚	110円	(内税額10円)
	・TENAフレックスマキシ(S・M・L)	1枚	154円	(内税額14円)
	・TENAおしりふき	1箱(50枚入)	550円	(内税額50円)
	・くるりーなブラシ	1本	550円	(内税額50円)
	・画像コピー用CD	1枚	1,100円	(内税額100円)

・画像コピー用DVD	1枚	1,650円	(内税額150円)
・診療録開示用(コピー代)	1枚	11円	(内税額1円)
・松葉杖代	1セット	3,025円	(内税額275円)
・弾性ストッキング	1足	550円	(内税額50円)
・バストバンド	1個	1,650円	(内税額150円)
・三角巾	1枚	220円	(内税額20円)
・マックスベルト	1個	1,650円	(内税額150円)
・付き添い用補助ベッド使用料(布団セット)	1日につき	660円	(内税額60円)
・付き添い用補助ベッド使用料(ベッドのみ)	1日につき	110円	(内税額10円)
・付き添い用布団のみ	1日につき	550円	(内税額50円)